



令和4年8月1日
四国運輸局

旅客船事業者の安全情報の提供について ～対象範囲を拡大し取り組みを行います～

令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を踏まえ、旅客船事業者の安全情報を事前に利用者が知ることができる環境の整備が求められており、国土交通省では「知床遊覧船事故対策検討委員会」での検討結果を踏まえ「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」を策定しました。

特に四国においては、令和4年8月5日より瀬戸内国際芸術祭の夏会期が開催され多くの観光客が来訪されるにあたり、安心して旅客船を利用していただけるよう、瀬戸内国際芸術祭の関連航路を運航する事業者を中心に、広く旅客船を運航している事業者にも本指針の対象を拡大し、四国運輸局ホームページに取りまとめて掲載しましたので、お知らせします。

【取り組みを依頼した事業者】

- ・同指針の対象事業者 8者

対象：限定沿海以遠を航行する小型船舶を使用した遊覧事業者
※瀬戸内海を航行する事業者は対象から外れています。

- ・瀬戸芸関係航路事業者 9者
- ・その他の航路事業者 39者

←対象範囲を拡大して実施

【掲載箇所】

四国運輸局ホームページ【重要なお知らせ】

URL：<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/bunya/anzen/youuran.html>

(随時更新していきます)

【添付資料（参考）】

令和4年6月30日 国土交通省報道発表資料

「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」の策定について

(問い合わせ先)



四国運輸局海事振興部海運・港運課

担当：海田、山崎、中川

電話：087-802-6807

令和4年6月30日
海事局内航課

「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」の策定について

令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船の利用者が、事業者の安全に関する取組状況を把握し、安心して事業者を選択できる環境の整備が求められています。国土交通省では、知床遊覧船事故対策検討委員会での検討結果を踏まえ、小型旅客船の事業者が提供する情報の内容・提供方法等をまとめた「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」を策定しました。

【指針の対象事業者】

限定沿海以遠を航行する小型船舶を使用した旅客不定期航路(遊覧船)事業者
(その他の旅客船事業者についても、情報提供の推奨を行う。)

【指針の概要】

安全に係る情報の提供を推奨する事項として、インターネット等で提供する事項、船内における表示・アナウンス事項を記載例とともにまとめました。

【添付資料】

「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」

【お問い合わせ先】

国土交通省海事局内航課 吉野、仲川
電話：03-5253-8111（内線 43452、43454）直通：03-5253-8625
FAX：03-5253-1643

「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」

趣旨

令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を契機に、小型旅客船事業者の安全情報に関して、事前に利用者が知ることのできる環境整備が求められる中、有識者で構成する「知床遊覧船事故対策検討委員会」において、安全情報の提供に関する具体策の検討が行われました。

この検討結果を踏まえ、事業者の安全に関する取り組みに係る情報を事業者HP、営業所等で提供することにより、利用者が安心して事業者を選択できる環境整備を早急に図れるよう、提供する情報の具体的な内容・提供方法の目安となる指針を策定しました。事業者においては、積極的な安全情報の提供をお願いします。

指針の対象事業者

- 限定沿海以遠を航行する小型船舶を使用した旅客不定期航路(遊覧船)事業者。
その他の旅客船事業者についても、情報提供の推奨を行う。

安全に係る情報の提供を推奨する事項

1. インターネット等で提供する事項

(自社HPに掲載。自社HPがない場合、ターミナル・営業所・待合室等で掲示ください。また、SNSの活用も可。)

① 安全に係る設備(救命設備、無線設備等)

(記載例)船舶毎の最大定員数分の救命設備、陸上との間で常時通信できる無線設備等について記載ください。

○救命設備

- ・救命胴衣:大人用○着、こども用○着
- ・救命いかだ/救命浮器:○名用○艇
- ・救命浮輪/救命浮環:○個

等

○無線設備

- ・衛星電話/無線電話/携帯電話の別
- ※携帯電話の場合は、通信事業者のエリアマップ等による通信可能範囲の表示

② 緊急時の通信手段

(記載例)緊急時、海上保安庁や他船とも連絡が取れる無線機器や現在地を知らせる機器について記載ください。

- ・衛星電話/無線電話/携帯電話の別
- ・上記のほか、搭載設備があれば記載

③ 船舶検査の受検状況

(記載例)直近受検した受検年月について記載ください。

- ・直近受検した船舶検査の受検年月

次面に続く➡

④ 損害賠償保険に関する内容

(記載例)加入している船客傷害賠償保険賠償限度額、契約期間等について記載ください。

- ・船客傷害賠償保険賠償限度額:一人あたり〇〇〇〇万円
- ・契約期間:〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 等

⑤ 上記①～④の他、安全性向上に向けた自主的な取組

(記載例:自由記載項目)同一エリアの他事業者との連絡体制、船舶整備状況等

- ・同一エリアの事業者〇社と非常時の連絡体制を構築
- ・自主的な船舶点検、整備を毎月実施
- ・避難訓練、誘導訓練を毎年実施 等

2. 船内における表示・アナウンス事項 ※ターミナル・営業所・待合室等で掲示でも可

- ① 運航可との判断に至った情報
- ② 気象・海象による運航中止の基準
- ③ 緊急時の対応等(当該船舶に搭載している救命設備・避難に関する説明等)

(アナウンス例)本日はご乗船ありがとうございます。本日の気象・海象情報を〇〇〇で、確認、当社の運航基準の範囲(必要に応じ、風速・波高・視程等に言及)であることを確認をして当便を運航しております。なお、緊急時の対応については、船内掲示をご確認ください。

上記①～③のほか、必要に応じた事項

- 救命具の設置場所・扱い方
- 航路特有の説明